

第七回国会 電氣通信委員會會議錄第八号

昭和二十五年二月二十四日(金曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事高塩 三郎君

理事中村 純一君 理事松本 善壽君

理事米澤 滿亮君 理事江崎 一治君

理事 忠雄君 池田正之輔君

今井 耕君

出席政府委員

電氣通信監 山下知二郎君

電氣通信事務官(業務局長) 勉君

電氣通信事務官(業務局長) 花岡 薫君

電氣通信事務官(業務局長) 網島 毅君

電氣通信事務官(業務局長) 野村 義男君

電氣通信事務官(業務局長) 規経(経済部長)

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

二月二十日

委員土井直作君及び田島ひで君辭任につき、その補欠として淺沼稻次郎君及び志賀義雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員會設置法案(内閣提出第七号)

○辻委員長 これより電氣通信委員會を開きます。

前會に引続き電波法案、放送法案及び電波監理委員會設置法案を一括議題

とし、質疑を続行いたします。江崎君。

○江崎(一)委員 前會に引続きまして、電波法案につきまして質問したいと存じます。第四十條におきまして、A0條約では、公衆通信の國際通信業務を行う船舶の通信長としては、二級の通信士を認めておるのですが、日本だけ特別にこれを認めなかつた理由はいかがですか。

○網島政府委員 AC條約、いわゆる條約にいう一級、二級の區別と、わが國の國內法で規定しておりますところの區別とは、完全に同じではございません。従いまして一級無線通信士の資格を持つた者の業務に従事する範圍は、おのずからかわつて来るわけであり、わが國におきましては、大體國際通信を取扱ひ得る能力のある者は一級通信士ということで、試験科目その他を考慮しております。二級通信士に關しましては、この國際通信に關しましては、一級通信士の補助として、あるいはその指揮下においてやれるという能力程度の試験を課しておるわけでありまして、完全にはA0條約と一致しないのは當然であります。

○江崎(二)委員 さらに伺ひしめます。二級通信士は國際通信に向きませんと云われるのですが、實際においては、二級通信士で國際通信をどうやらやつてゐる人がたくさんあると思ふのですが、その点の實情はどういうふうに見ておられるのでしょうか。

○網島政府委員 實際どうし／＼やつてゐるというお話は、おそらく一級通信士の指揮のもと、あるいはその補助としてどし／＼やつてゐるということだと思ひますが、これは現在においてもその通りでございます。ただこの國際通信は、いろいろ條約上の制約もございます。また使つた言葉につきましても、日本語というものは通用しないのであります。従いまして外國語を使ひ、また條約で規定された／＼の略符号を使はなければならぬというやうなことがございまして、國際通信をやつておる間に、問題が起きましたときに相談して、それに対して判断を與えてくれる人がわきにおれば、十分な能力がある。しかしながら船でありますから、通信士は三名四名しかおられないわけでありまして、その中で最後の判断をし得る人がいないということであれば、これは非常に困るわけでありまして、そういう意味合いで二級通信士に補助的な役割をさせておる次第であります。

○江崎(一)委員 そうしますと、二級通信士は大體語字の問題が主なる問題ですか。

○網島政府委員 語字ばかりではございません。これは法規の面におきましても、それから経験、技術の面におきましても、試験問題その他の点においても違つております。

○江崎(二)委員 そうすると、A0條約の二級と日本の二級とは、具體的にどういふところが違ふのですか。

○網島政府委員 試験問題その他につきましても、ただいま手元に資料がございませぬので、具體的に英語はどうだ、数学はどうだということは申し上げにくいのであります。要するにA0條約の二級というのは、國際通信をやつてもいい程度のものを指しておるものであります。もちろん條約には、英語はどの程度でなければならぬ、技術はどの程度でなければならぬ、といふことは、はつきり書いてございませぬ。それは各國主管庁にまかされておるわけでありまして、わが國におきましては、現在の二級通信士といふものは、大體國內通信といふことを中心として考へておる次第であります。

○江崎(三)委員 今の答えは、二級通信士はなほ國際通信がやれないかといふことに対する御回答としては、私に十分な感じが、まあそれくらいにしておきます。それでは二級通信士が國際通信がでぬといふことになりまして、相當数の二級通信士が船から降りなければならぬという事態が起ると思ひますが、現在の二級通信士が、この法律によつて下船を余儀なくされる者が、どれくらいあるだろうか。それがわかつたらお知らせしたいと思ひます。

○網島政府委員 私の申し上げていますのは、二級通信士が全然國際通信をやつてはいかんとか、できないといふことを申し上げたわけではないのであります。二級通信士が獨立してと申しますか、一級通信士が全然おられない場所において、國際通信を裁量して行

くといふことは、現在の二級通信士の資格の問題からむりであるといふことを申し上げた次第であります。

第二のお尋ねの件でございますが、現在におきましてもいわゆる國際通信——戦争によりましてわが國の領土と申しますか、行政區域がかわりました、が、戦争前の行政區域におきまして、わが國に屬してゐない區域のいわゆる舊の國際通信は、やはり全部裁量は一級通信士でなければならぬのであります。ただ問題になりますのは、戦争後にかつた部分がございまして、具體的に申し上げるならば、台湾でありますとか、朝鮮でありますとか、千島でありますとか、そういう部分でございまして、この區域におきましては、従来二級通信士がやつておつたのであります。この區域に關しましては、現在すでにわが國の行政區域から離れておられて、外國の政府の意圖によつて、どういふ通信方法がとられるかといふことが出来るわけでありまして、従いましていつ何時純然たる國際通信にかつて来るかも知れません。そういうふうな考えをするので、今の二級通信士の資格では、むりであるかと考へておる次第でございます。

○江崎(四)委員 今の船主はなるべく人を減らそうとしております。ですから、二級通信士は一級通信士にくつておればやれるのだというお話であります。が、實際には二級通信士が首になる危険が非常に多いのです。そういう

う観点から見ますと、相当三級通信士の離職が考えられるが、その点は政府は考えておられませんか。どういふ程度に下船しなければならぬ通信士がでるかと、お知れを願いたいと思ひます。

○網島政府委員 今具体的に何十名、何百名という数字は記憶しておりませんが、要するにただいまお話し申し上げました区域を航行する船のことでありまして、現在の状況においては、この船がその数は多くないのであります。従ひまして将来日本の船が自由に日本の領域と申しますか、領海と申しますか、行政区域から離れて、近海区域までどん／＼伸ばして行けるという時代には、相当影響があると思ひますが、ただいまの状況においては、その影響はないものと私どもは考えておる次第であります。

○江崎(一)委員 ちよつと元へもどりますが、三十七條につきまして、この前私が網島政府委員にお伺いをしたときに、オート・アラームはいわゆるダブル・ウオッチの目的に使うのだ、こういうふうにお答えがあつたのを、その後たしか中村委員だつたと思ひますが、同じような質問をなされたときに、オート・アラームの機械的に優秀なものができた、通信士のかかりにこれを使う意図があるというふうな意味の御回答があつたと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○網島政府委員 お答えいたします。オート・アラームにつきまして、将来ともずつとこれはダブル・ウオッチ的のものであるというふうに申し上げた記憶はございません。おそらく何か間

違ひやないかと思ひますが、私は前から——今もそうであります、現在の段階においては、このオート・アラームはまだその機能が確かでない。従つてまだオート・アラームを置くことによつて、通信士の数を減らすということにつきましては、十分な確信を持つておられない。従つて法案においてはそういうことは考えておられないということは、確かに申し上げました。しかし将来におきまして、非常に確実に動くところのオート・アラームが出て参りましたならば、聴守員級、あるいはその聴守のための通信士のかかりをするということは、当然考えられることとございまして、これは海上における人命安全條約から申しましても、そういうことは認めなければならぬのではないかと、私どもは考えておる次第であります。

○江崎(一)委員 現在世界のオート・アラームで最も進歩したもの、いわゆるライイアビリティ、信頼度はどういふものか、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○網島政府委員 戦争前におきましては、私どもは日本のみならず、マルコニーとか、あるいはアメリカのオート・アラームについては、試験したことがございまして、戦争中あるいは戦後に至りまして、これらの外国のオート・アラームを手に入れる機会を、いまだ残念ながら持つておりません。従つて最近の世界のオート・アラームについて申し上げることのできないことを、非常に残念に思ひます。

○江崎(一)委員 船主協会の方は、このオート・アラームを通信士にかえた

いという、非常に強い希望を持つておるのであります。このために数百万円の金をばらまいて、これを通信士の代用にするというところについて、いろいろな方面に努力しておるということを聞いております。ですからこのオート・アラームの実際の使用に對しまして、十分な基礎の資料、いろ／＼な研究の成果によつて、これを御判断あらんことを特にお願いいたしまして、この三十七條のオート・アラームの問題については終ります。

次に四十四條について御質問したいのですが、こういうような通信士に對して制限を加えておられるのですが、外国ではこういう例があるかどうか。それをひとつ御説明願ひたいのです。

○網島政府委員 外国の例があるかどうかというお話ですが、これはございまして。現在アメリカではずいぶん古くから、オペレーターはその免許の有効期間は五年ということになつております。

○江崎(一)委員 アメリカでは、聞くところによりまして、いわゆる登録がえである。簡単な申請によつて新しく免状が交付される。しちめんどうくさい試験であるとか、そういうふうな形はとつておられぬと聞いておるのです。その点はいかがでしようか。

○網島政府委員 アメリカの例についての御説ですが、アメリカの無線通信士規則によりますれば、試験をやらずに登録がえをする制度がございまして、その制度は、この第四十五條にシテあります制度よりは、はるかにシビアであります。私どもはいろ／＼それらのことも研究し、日本の実情も考慮いたしまして、それよりも約半分

に近い有効期間、経験期間と申しますかに縮めまして、できるだけオペレーターの不利にならないようにというところで、この案をつくり上げた次第であります。

○江崎(一)委員 日本の海運界は、御存じのように敗戦後非常に範圍が狭くなつております。そのためにこの次の四十五條に規定しております條件に照し合せますと、大部分の人が失格するのじやないかと思ひますが、戦後各通信士の実績は、各個人あてにどれくらいになつておるか。そういう具体的な例がもしも統計でわかつておるようでしたら、御説明願ひたい。

○網島政府委員 ただいま手元には、つきり何年間従事した者がどれだけあるかという統計は持つておりませんが、現在におきまして、電波庁におきまして免許状の交付、あるいは通信士の経歴等を調べておりますから、後ほどお答えいたします。

○江崎(一)委員 前々回の委員会でお伺い上げたのですが、海岸局が公衆のサービスをやめて、保安庁に委譲されるというところですが、その後の経過がわかりましたでしょうか。

○網島政府委員 あのとくも申したように、その問題は電氣通信本省の方に答え願つた方がよいというふうに申し上げたことと記憶しておりますが、ただいま通信監が来ておられますから……。

○山下(知)政府委員 その件につきましては、ただいま研究中でございまして、海上保安庁の方に引継ぎますが、公衆通信を扱いますことの兼ね合せを考へながら、ある程度の移管の必要性も考へております。その範圍につきま

しては、まだここで申し上げる点まで結論は出ておりません。

○江崎(一)委員 まだ成案を得ておられないという御答弁でありましたけれども、海岸局が公衆サービスをやめて保安庁に委譲されるということは、どういふことでそういう必要が生れたか。それをひとつ説明していただきたい。

○山下(知)政府委員 公衆通信をやめるのじやございせん。かりに海上保安庁にある一部のものを委譲しまして、やはり公衆通信は委託してやるわけでございます。そこで公衆通信の方がその地域のものより必要であるか、あるいは海上保安の方が必要であるか、そういう点においてわれ／＼結論を出したいと思つております。だから決して公衆通信をやめるといふ点から移管されたものでないといふことを、御了承願ひたいと思ひます。

○江崎(一)委員 海上保安庁が海岸局を持たなければならなくなつた原因がわかりましたら御説明を願ひたい。

○野村政府委員 海上保安庁は、海上保安のために、保安庁所屬のパトロー・シップというものと直接の關連を持つて通信をすることが、海上保安上必要である。こういう理由でみずから設備を持つことが必要であるといふこととあります。こういうことは、海上保安庁側でなければならぬといふことはわからぬのであります。

○江崎(一)委員 今のお答えは答へにならぬと思うのですが、しかしこれは保安庁でないとならぬとおつしやれば、その方へ尋ねることにはいたしないう。

一つお伺ひしたいのですが、話はこれ

規定を盛つておるわけですが、一方この問題は、電気通信の根本原則

となりますところの国際電氣通信條約にもございまして、その面からいろいろ規制されております。従いましてこれらの問題を全然電波法から取去るという事はできないのであります。が、今お話し申し上げたように、なるべくこの船舶職員法と背馳しないように内容をきめてございまして、また将来これの運用に關しましては、常にその關係するところの政府部内と連絡をとりまして、たゞいまお話のような矛盾のないようにすることにいたしておる次第であります。

○米窪委員 電波法の公聴会の際に、船主、船員の利益を代表する公述人といひますか、証人といひますか、そういうものをお呼びになつたことがございいますか。そうしてそれらの御意見を十分お聞きとりになつたでしょうか。

○網島政府委員 ただいまの問題に關する意見は、もちろん公聴会でお話が出たことも知つておりますし、それから法案作成の前におきまして、船主協會あるいは海上保安庁、それから運輸省並びに無線通信士の方からもいろいろ意見を拜聴いたしました。それらのことを十分考慮いたしまして、本案を作成した次第でございます。

○米窪委員 それでは條文についてお尋ねしたいと思ひます。三十三條の点ですが、これによると「船舶安全法第四條の船舶に施設する」云々と、こういうことで、いわゆる義務無線電信のことをここで設備要件としてきめられておるのですが、これは長官御承知の通り、わが国では目下戦時中につくられたいわゆる戦艦と稱する船が相当多い。それは当時の状況からしまして、トン数は非常に低いけれども、多

数戦時の目的のためにつくられて、御承知の通り鉄鋼船で、しかも大きなトン数のものは、戦争の犠牲になつて大方喪失しておつて、この型の船の多数は、たとえば改E型と稱する八百八十トン・クラスの船が相当多い。従つて船舶の安全といふことからいへば、これにもやはり適用すべきではないか。義務無線をこゝまで範圍を拡張して、これにも適用すべきであると思つて、これに適用するが、船舶安全法の第四條によると、千六百トン以下の船舶は義務無線通信の範圍からはずれております。従つてこれを八百八十トンの改E型にまで拡大する御意見が、おありになるかどうか。またそういう修正がかりに提出されたときにおいては、當局はこれをおのみになるお考えをお持ちになるかどうか。これをお尋ねいたします。

○網島政府委員 御説はまことにごもつとだとも存じます。その点につきましても、私も案を作成したときにも十分考慮し、また研究したのでございいます。この電波法におきまして、こういう船舶にはどうして無線電信をつけないといけないと申しまゐるの、これは通信規制の面からではございませんで、御承知の通り海上における人命安全保全の上からでございます。従いましてこれの根本的な規定といふものを、電波法で定めるといふことは適當でないという結論に到達したのであります。御承知のように現在わが国にも船舶安全法といふものがございます。どういふ船はどういふ船の船舶の安全に關することは、この船舶安全法で規定されております。た

だいまの改E型のものにつきまして、無線電信を強制するかしらないかといふことは、電波法の目的からいへば、ちよつと電波法で規定することはむづかしい。従いまして、これはやはり船舶安全法で規定するのが適當だといふ結論に到達したのであります。従いましてこの電波法におきましては、あくまでも船舶安全法によるところの規定を持つて参りまして、それのつとつてやつておるのでございまして、たゞいままでそれが適當だと私も考へております。従いましてもしも八百八十トン云々の船にも、これを適用する必要があるといふことになりますれば、それは電波法の改正といふことよりも、むしろ船舶安全法を改正した方が適當ではないだろうか、私も考へておる次第であります。

○米窪委員 長官はさう言われますが、これはやはり船舶安全法の改正が優先的でなければならぬとか、船舶職員法の改正が先に出来なければならぬとか言われますが、これは先ほどもちよつと申し上げたように、政府の財政的な關係、予算的な關係で、あとまわしになつてゐるのでございませう。當然電波法をお取扱いになるときは、運輸省方面、あるいは海上保安庁方面と電氣通信省の方で、十分にこれについての調節に關しての御交渉があつてしかるべきだと思ひますが、過去においてさういふことをされたか。今後おやりになるお考えであるか。これをお尋ねいたします。

○網島政府委員 先ほど申し上げましたように、法案を決定いたします前に、十分法案について意見は聞いてございいます。その節、この三十三條に關するいろいろ意見、その他希望といふものは、關係官庁から一つも私どもは提示されておらなかつたのであります。従つてこの法案におきましては、現在の船舶安全法の規定をそのまま持つて来た次第であります。もちろんどの程度までこの義務無線電信の範圍にするかといふことは、國民の利害、權利、人命の安全等に非常に関係の深いものでありますので、国会で十分御審議くださいます。さういふものは電波法に入れた方がよろしいといふことになれば、私もこれに對して異存はございません。

○米窪委員 どうも長官の御回答では少しあいまいで、ふに落ちませんけれども、江崎君から時間をお借りして、關係で先へ急ぎますから、その程度にして次の機会に譲ります。

そこで三十七條ですが、この点は先ほど江崎君からも御質問があつたのですが、私も同じようなことを聞いてゐるのです。さういふたくさん金額が船主協會から出されたかどうか知りませんが、また船主の方ではだれがサゼスチオンを與えたか知りませんが、アメリカではオート・アラームを使つて、これによつて従事員を減らしてゐる。すなわち機械方能で、これによつて従事員の定員、あるいは執務時間を補つてゐるということを開いておられます。聞くところによりますと、アメリカのオート・アラームと、従来日本で使つた日本製のオート・アラームとは、問題にするほど価値のない不完全なものであります。アメリカのオート・アラームといへども、たとへば空電、雷とか、いなずまとかいふものが盛んに起る場合には、これが鳴り出す

場合があるのであります。このオート・アラームは中波で動くのであります。SOSのコール・サインがまず最初に出た場合に、これがオート・アラームに感じて、それによつて執務時間外においても警守員がSOSを聞くといふことになるのであります。但しこれはSOSの場合だけであつて、その他緊急なる通信は、オート・アラームでは感じないといふことになる。しかしSOS以外においても、相当船舶の安全を脅かすような場合が起るのでありますから、この点は私は當局として、船舶の航行安全といふ意味から見て、船主の方からさういふ考え方をもちつて、先ほど長官はそれは知らない、さういふことは自分としては知つておらない。さう言われたのですが、船主協會の方ではそれで万能であるといふので、従事員を減らしてもよい。すなわち定員を減らしてもよいといふ考え方をもちつてゐるようであります。この点はもう一ぺん御當局の意見をお聞かせ願ひたい。この点は海上保安庁その他御連絡があつたかどうか。

○網島政府委員 先ほど江崎委員の御質問のときにちよつと申し上げたのですが、御説のように戦前私どもが扱ひましたオート・アラームにつきましては、内外機械双方とも、たゞいま御指摘のような欠陥が認められたのであります。従いまして少くとも現在におきましては、オート・アラームを置くといふことによつて、人を減らし得るという確信を、私もはまだ持つに至つておりません。しかしながら将来永久にさうであるかといふことになりますれば、私もいつまでもさういふわけにはいかぬといふことも、なか

言い切れないのであります。と申しますのは、一方においてロンドンにおける海上安全條約等におきましては、すでにオート・アラームをつけた船舶は、人を減らしつてもよいことを規定しております。しかしながらこのオート・アラームと通信士との問題を、將來どういうふうにするかということにつきましましては、今後十分研究いたしまして、どういうようなオート・アラームが出て来るか、またオート・アラームをつけた船舶がどういう状態になつてゐるか、その効果はどうであるかといふことを十分慎重に調べまして、決定したいと思つております。ただいまのところオート・アラームをつけたといふことによつて、人員は減らし得ないというのが、私どもの見解でございます。

なおこの問題につきまして、関係官庁の意見を聞いたかというお話でございますが、これにつきましては関係官庁からは、むしろオート・アラームをつけた船舶の人員をふやしてもよいのかといふ相談を受けたことがございます。

○米窪委員 それでは次に進みまして四十條ですが、これはすでに中村委員及び江崎委員からお尋ねがあつたので、きわめて簡単に申し上げます。この電波法案によりますと、第四十條の精神は第二級無線通信士の操作のできる範囲は、第一級無線通信士の指揮のもとにおいて、つまり次席としてのみ適法である。こういう御解釈と承つたのですが、従来は近海区域を航行区域とする千六百トン以下の船舶、すなわち千六百トン以下の船では、二級通信士が主任の通信士として従事することを許されておつた。でありますか。

電波法でこういうぐあいに改正になりますと、結局これらの諸君は下船しなければならぬことになるのであります。従つてこれに対しては、船主側においても船員側においても同一意見であります。二級通信士の従事する範囲のうち、国際通信の点については、隣接国を航行区域とする船舶の無線施設については、二級通信士は通信長となる。いわゆる二級無線通信士も通信長となつて行くといふことを希望してゐるわけでありまして、もちろんこれについては、相当期間といふこととにせぬといふかと思ひますが、この二点について長官の御意見を伺ひます。

○網島政府委員 ただいまの御説は、少くとも戦前が国の行政区域の中にありまして地域を航海する船につきましては、二級通信士につきましても、従前と同じ能力を認めるようにという御説だと思つておりますが、この法案を起案いたしました私どもとしては、現在わが国の船舶がそういう区域を航海することは自由ではございません。そこを航海する船は、きわめて僅少であるといふふうに考えたのであります。従つてこれによる二級通信士の影響は、非常に少いと考えておつた次第であります。しかしながらこれも考へようによりましては、いつたくさんの船が出かけなければならぬようなことになるかも知れないこともあります。従ひまして御説のように、これが永久的にということでありまして、二級通信士そのものの資格条件をかえなければならぬことになりまして、私どもとしてちよつと困るじやないかと考えますが、ただいまお話のように暫定的にということでありまして、実施上大した支障はないかと考へてゐる次第であります。

○米窪委員 目黒の無線大学その他の通信士養成の学校の関係もその他の通信士養成の期間といふことにきめられると、通信長なるものが十分に利用される点より、これは困難なことになる。こういう実情があるが、大体電波局としては、この暫定期間をどの程度にしたいといふお考えでありますか。

○網島政府委員 私どもはいたしましては、さしむき三年程度が適當ではないかと考へております。と申しますのは、國際情勢がどういふふうにかわつて行くか、この見当がつきにくいのでございまして、先方の方が、今後一切従来の方式はやらぬ。まづたく別個な國際通信でやるのだといふことになりますれば、またいろいろ考へなければならぬ問題も起つて来るのでありまして、一応三年程度でどうか考へておる次第であります。

○米窪委員 四十五條の点ですが、これは試験をするという原則のもとに、免許の更新をする手續をきめておる。これは第二項の一、二にその点がきめてあるのですが、これはこういう場合だけは試験を要せずして免許するとか、免許の更改をするとかいふことをきめてあるのですが、それはアメリカの現在の事情から見まして、試験なしに登録がえのみで行かれておる情勢から見まして、これは試験をしない方がよくはないか。ことに先ほどもちよつと申し上げたのですが、通信士養成機関の都合もあるので、この際こういう嚴重な規則をおきめにならずに、試験を廃止して、免許の登録がえであるとか、あるいは更改であるとか、そういう方法で参れないものであるかどうか。その点をお伺ひしておきます。

○網島政府委員 ただいまアメリカの例をお話になりましたが、アメリカにおきましては、無試験で免許の更新をする条件は、この法案よりもきびしいのでございまして、むしろこの方が約半分に近いほど案になつております。しかしながらたゞいま御説のようなことは、私どもはいたしまして十分考へなければならぬと思つております。従ひましてこの運用にあたりましては、第三項をできるだけ生かしまして、この経歴及び成績によりまして、國家試験の一部を免除するといふことになつておりますが、この一部といふことは、九〇%まで含むのだといふ解釈で行きたいといふふうに考へておる次第であります。

○米窪委員 第五十條ですが、通信長の配置についてですけれども、通信長の配置については十分なる知識と、また相當の経験と技術優秀なる者を最低の員数で、完全に船舶無線局の操作をしようといふことは、船主側においても船員側においても異なるないところでありまして、船舶が運航されて、初めて無線局の活用があるといふことは言うまでもない。そうすると電波法の実施によつて、一時たりとも船舶の運航を阻害することがあつては、私はいけないと思ふ。ですから電波法案によりまして、第一種局の通信長は、第一級無線通信士としての実歴が四箇年以上なければならぬといふことをきめておる。従来の私設無線電信電話規則では、單に無線免状所持者で、三年以

上の経験があればよいということになつておつた。そこでこういう四箇年の実歴というものが基礎条件になるということになると、これは非常に配置が困難になるのじやないかと思ふのであります。従ひまして、これはここ一年か二年の経過期間を設けられる必要があるのじやないかと思ふのです。第二種局の通信長実歴においても、同様な關係にあると思ふのでございまして、これもやはり経過期間をつくられることが、実情に適當するのじやないかと思ひますが、長官の御意見を伺ひたい。

○網島政府委員 第一種局の船に乗る通信長の資格でございますが、これは現在の規則におきましては一万トン以上が五年、それ以外のものが三年といふことになつております。今回はあまりこまかくわけの煩雜を避けまして、それをまとめて中間の四年ということにいたしましたのでございまして、實際上のことを考へましても、この資格で大した支障はないのじやないかといふのが、私どもの研究の結論でございます。

○米窪委員 この点は電波局の見通しと、あるいは実情調査の点と、いわゆる船舶の管海官庁側の考え方と、相當食い違ひがある。これは至急ひとつ両者の間に御懇談願つて、十分なる連絡をはかつて調節された後に、御決定を仰ぎたいと思ふのですが、管海官庁の方から話がないといつて、電氣通信局の方で独自の意見をおきめにならずに、ひとつ十分向うとお打合せをされたいと思ひますが、それに対する御用意があるかどうか。

○網島政府委員 前言を繰返すやうでまことに恐縮でございますが、法案を

作成するにあたりましては、私どももいたしましては十分海上保安庁なり、運輸省の意見を聞いたつもりでございますが、なおこの法案はそれらの政府の意見が一致いたしまして、国会に提出されたのでございまして、国会におきまして十分これらの点につきまして、御審議をお願いしたいと思っております。

○米窪委員 最後に御質問申し上げます。六十三條です。これは大体船舶の無線の問題に対する定員の問題にこれが関係して来るのですが、これは但書に、電波監理委員会規則で定める場合にはこの限りでないということになって、あるいは問題は電波監理委員会規則のところに行くかもしれませんが一応ここで第二項でちゃんと明示してある。今まで私の質問の中にたび／＼申し上げたような理由によつて、この際現行の、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とあるのは、現状から見ても非常にきびし過ぎる。これは当分の間第二種局甲にあつては一日二十四時間、それから第二種局乙にあつては一日十六時間と改正することが、現状に適していると思うのでありますが、もちろんこれによつて相当の増員が必要になつて来るのであります。しかしそれは数としてそう大して多くない。船主の費用からいつても大した増額にならぬと思ひますが、これらの点について電波庁としてはどういう御意見があるか。あるいはこの点についても管海官庁とのお打合せがあるか。それをおきめになる前にそういう御措置をとられたいのであるか、これをお聞きしたい。

○網島政府委員 この船舶無線電信局

の実務時間につきましては、法案作成の前に各方面からいろいろな意見を承りました。船主協会側は、これでも期間は長過ぎる、もつと縮めろという御意見で、通信士側は、これでは船舶の安全は期せられないという御意見でございまして。私もその両者の御意見、並びに私どもが従来電波の主管庁といつたしていろいろ経験しましたこと、並びに従来の実績その他から考えまして、当分の間は現状通りでいいのじやないかという結論に到達いたしました。これは現在の私設無線電信電話規則とほとんど相違ないのであります。ただいまのところ私どもは大体この程度で一応十分じやないかというふうに考へておる次第でございまして。

○米窪委員 この点は公聴会の際に、ワイアレス・オペレーターの方の御意見をお聞きになつたのでしょうか。

○網島政府委員 公聴会の際にも十分お聞きしましたし、また法案作成前におきまして、再三再四伺ひいたしました。一方長過ぎる、一方短が過ぎるという、いろいろな御意見がございまして、私どもの従来の経験その他から、一応現在通りというふうに考へた次第でございまして。

○米窪委員 私の質問はこれで終りました。ありがとうございます。

○辻委員 江崎君。

○江崎(一)委員 時間がもう経過いたしましたので、電波法に関する私の質問は、次会にまわしたいと思います。そこで資料の要求だけしたいと思ひます。

○辻委員 江崎君、まだよほどあるのですか。

○江崎(一)委員 まだかなりあります。

す。二月十五日、衆議院電気通信委員会における江崎議員の質問に対する資料、この資料の中で、当時私が質問いたしましたのは、漁船一隻当りの通信時間というのは、実は一日のオール・オーバーの時間ではなくて、たとえば宮古の例をとりますと、午前七時に一回、それから九時に一回、十二時に一回、十八時に一回、二十時に一回、こゝういふふうに区別する。この五回におつたつて通信時間が分割されているのですが、その時間内において一隻当たりだけの通信時間があるが、というのと、実際のこれが問題になるのです。その点を表にしてこれに追加していただきたいと思います。

もう一つは、これは去年のことですが、昭和二十四年の十月一日、電気通信省からの資料をいただいているのですが、それは警察用有線電気通信設備の概況というのです。これは一体警察用の有線通信施設が、どういふふうにか全国的に設備されているのかというのとについて質問したのですが、その御回答は、倉庫の機材表のような御回答があつたのです。これではさつぱりわからぬ。特に今度は警察関係その他の電話料金の改正がありますので、この際もつと各重要な回線について、特に念入りの資料を交付していただきたいと思ひます。この点をお願いしておきます。

○辻委員 本日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時四分散会

昭和二十五年三月二十日印刷

昭和二十五年三月二十二日発行

衆議院事務局

刷印者 印刷所